

地方分権改革の推進に関する決議

地方分権の推進は、明治維新以来の中央集権体制を変革するものであり、新しい国のかたちを創るため、我々は、この流れをさらに加速させなければならない。

平成5年に衆・参両院によって全会一致で地方分権の推進に関する決議がなされ、平成12年には地方分権一括法が施行された。しかし、真の地方分権型社会の到来というには残された課題が多い。中でも我々が強く主張してきたのが地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤の確立である。政府・国会においては、そうした経緯及びそれらが国民の総意に基づくものであることを改めて確認すべきである。

我々がかねてから主張しているように、「三位一体の改革」は、地方分権改革の推進のために行うものであり、決して国の財政再建のための手段であってはならない。

しかるに、現実の動きは、我々の目指すものとはほど遠いものであった。

このため、我々は、平成16年11月17日に開催された「地方分権推進総決起大会」において、真の地方分権を推進するためには、広く国民に訴えるとともに、政治の場に強力に働きかけることが重要と判断し、地方分権推進連盟を発足させた。

政府・与党においてとりまとめられた「三位一体の改革」の全体像は、その過程において、国と地方が対等の立場で協議を重ねたことは、画期的なことと評価しうるものであるが、その内容については、多くの課題が先送りされるとともに、地方自治に対する国の関与・規制の見直しの不徹底など、地方の改革案の趣旨からして不十分な点が多い。

我々は、多くの残された課題について、引き続き、地方の改革案の実現に向け政府・国会に対して強力に働きかけていくとともに、より住民に身近なところで政策決定を行い、住民の意向に沿った政治・行政を可能とする改革こそ我々の目指すものであることについて、広く国民の皆様の理解が得られるよう、更に一層強力に運動を展開していくものである。

以上、決議する。

平成 17 年 1 月 28 日

地方分権推進連盟
第 1 回 総 会